

審級によって死刑・無期の量刑判断が分かれた事件の一覧(2010年以降に確定した事件)

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2011年3月1日	渋谷駅駅員銃撃事件 2004年(平成16年)6月23日の朝に東京メトロ半蔵門線の渋谷駅で発生した強盗殺人未遂事件。4月中旬に刑務所を出所後、5月6日には東京駅で地下資材置き場に火を点け逃走したほか、同月26日には横浜で警備会社事務所を襲撃し、同月29日には横浜中華街で中華料理店を経営していた男性(当時77歳)を射殺した。	K	無期 「不遇な環境で生育した一方、殺人の前科はなく、殺害された被害者の人数も1人とどまっている。死刑には躊躇を感じざるを得ない」	死刑 「拳銃の使用による犯行は殺傷能力が極めて高く、多数の人間を殺傷することも可能で、狙われた人々の近くにいた無関係な人々も流れ弾などによって巻き添えになる虞が大きい。それだけに、他の凶器による犯行以上に危険かつ悪質で、社会的な非難が強いことを考慮する必要がある」	上告棄却 死刑
2011年3月30日	大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件 1994年(平成6年)9月28日から10月8日にかけて大阪府・愛知県・岐阜県の3府県で発生した少年らによる連続殺人事件。	KA	無期 岐阜の事件については因果関係の立証が不十分として殺人ではなく傷害致死罪を適用。「本事件は欲望・感情のまま傷害・強盗を犯した未成熟な少年により形成された集団が短絡的・場当たりの起こした事件ではあるが、わずか11日間に4人を殺害した例を見ない凶悪事件」「被告人KMとの共謀共同正犯であるが、KMに追従的な立場。暴行・矯正可能性などの程度はKMと異なる」	死刑 岐阜の事件について因果関係を認定して死刑を適用。「3人の中では所属暴力団の中で最上位であった。その影響力を行使して被告人KMとともに主導的立場で犯行を推進するとともに、被害者らに激しい暴行を加えるなど実行行為にも積極的に加わった。木曾川・長良川事件においても事件全体を通じて極めて重要な役割を果たしており、その点ではKM・HM両被告人との間にはさほどの差異はない」	上告棄却 死刑

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2011年3月30日	大阪・愛知・岐阜連続リンチ殺人事件 1994年(平成6年)9月28日から10月8日にかけて大阪府・愛知県・岐阜県の3府県で発生した少年らによる連続殺人事件。	HM	無期 岐阜の事件については因果関係の立証が不十分として殺人ではなく傷害致死罪を適用。「本事件は欲望・感情のまま傷害・強盗を犯した未成熟な少年により形成された集団が短絡的・場当たり的に起こした事件ではあるが、わずか11日間に4人を殺害した例を見ない凶悪事件」「被告人KMとの共謀共同正犯であるが、KMに追従的な立場。暴行・矯正可能性などの程度はKMと異なる」	死刑 「3人の中では所属暴力団における序列は最下位ではあったが、殺害の動機を形成するに至った暴行には自ら積極的に関与した。そしてKM・KA両被告人から被害者の殺害を暗に促されると躊躇うことなく賛成し、進んで殺害に着手したり、凶器を準備したりして殺害の早期実行を決め、率先して被害者への攻撃に出るなど犯行を強力に推進し、重要な役割を果たした」	上告棄却 死刑
2011年3月24日	広島・岡山独居老人強盗殺人事件 2003年(平成15年)9月に広島県庄原市で一人暮らしの女性が、2004年(平成16年)12月に岡山県井原市で一人暮らしの蕎麦屋店主男性がそれぞれ殺害された事件。被告人は犯行当時71歳、死刑確定時79歳。	K	無期 被告人は一審途中から殺意を否認。一審判決は、広島的事件について「被害者を一時的に気絶させるつもりだった」として強盗致死罪を適用。	死刑 「被告は自己に有利なように供述を変遷させており、一審での供述は信用性に欠ける」として広島的事件についても強盗殺人を適用し、死刑を宣告。	上告棄却 死刑

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2011年12月12日	北九州監禁殺人事件 1996年(平成8年)から2002年(平成14年)にかけて、北九州市で発生した監禁・連続殺人事件。7名が死亡。	B	死刑 「各犯行を真摯に反省悔悟し、被害者ら及びその遺族らに深く謝罪する気持ちを持っている」 「真相解明に寄与した」「被害者らに通電等の暴行、虐待を加えたのはあくまでもMの指示があった場合であり、Mの指示がないのにBのみの意思でそれらの行為を行ったことはない」「Mとの生活は、Bがその意思で選択したとはいえ、Mから度々通電や暴行を受けたり、すべての責任を押し付けられたりして、決して安穏なものではなく、苦労も多く自殺を考えたこともあるほどであった」「Bの犯罪性向は矯正不可能とはいえない」など有利な事情を認めつつも、事件の重大さに鑑み死刑を選択。	無期 弁護団はBの心理鑑定や、主犯であるMによるDVの主張などを行い、事件当時はMの激しい支配下に置かれていて、責任能力はなく心神喪失状態であったとし、無罪を主張。二審判決は「Bが主体性を失っていたとは言えない」とし、無罪とはならなかったものの、「Mに暴力支配を受けており従属的だった」と指摘し、捜査段階での自白や公判での反省の態度も考慮して無期懲役を選択した。	無期 「死刑の選択も十分考えなければならぬが、異常な虐待を長期間繰り返し加えられ、指示に従わないことが難しい心理状態の下でMに追従して犯行に加担した点や、捜査段階での自白が真相解明につながった点も、極刑に処するほかないとは断定しがたい」として上告棄却。 1名反対意見。

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2012年3月16日	<p>光市母子殺害事件</p> <p>1999年(平成11年)4月、事件当時18歳30日の少年が当時23歳の主婦とその生後11か月の長女を殺害し、主婦の死体を屍姦した事件</p>	0	無期	無期	<p>破棄差し戻し</p> <p>「被告人が犯行時18歳になって間もない少年であったことは、死刑を選択するかどうかの判断に当たって相応の考慮を払うべき事情ではあるが、死刑を回避すべき決定的な事情であるとまではいえず、本件犯行の罪質、動機、態様、結果の重大性及び遺族の被害感情等と対比・総合して判断する上で考慮すべき一事情にとどまる」</p>

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2012年3月16日	光市母子殺害事件差し戻し後			<p>死刑</p> <p>弁護団は、殺意はなく傷害致死にとどまるべきと主張するも、判決はこれを排斥</p>	<p>上告棄却</p> <p>宮川光治反対意見</p> <p>被告人は犯行時18歳に達した少年であるが、その年齢の少年に比して、精神的・道徳的成熟度が相当程度に低く、幼いというべき状態であったことをうかがわせる証拠が本件記録上少なからず存在する。精神的成熟度が18歳に達した少年としては相当程度に低いという事実が認定できるのであれば、そのことは、本件第1次上告審判決がいう「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情」に該当し得るものとする。また、精神的成熟度が相当程度低いという事実が認定できるのであれば、強姦の計画性を含め本件行為の犯情等の様相が変わる可能性がある。</p>

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2012年3月2日	<p>本庄夫婦強盗殺人事件</p> <p>2007年(平成19年)2月、埼玉県本庄市の知人男性宅で、男性とその妻を殺害して現金1万円を奪った強盗殺人事件</p>	1	<p>無期</p> <p>一審判決は、夫婦殺害後金品の物色もそこそこにして指紋などを残したまま逃走するなど緻密さや周到さに欠けていたこと、当初は借金を申し込むつもりもあり強盗目的が確定的でなかったこと、殺害態様の残虐性については「無我夢中で歯止めが効かなくなったところがあった」ことを考慮。「事件以前は犯罪とは無縁の生活を送り、反社会的性格が強いとまで断ずることができない」と指摘して「死刑よりもむしろ、終生をかけて被害者夫婦の冥福を祈らせ、反省と悔悟の日々を送らせるべき」として無期懲役を選択。</p>	<p>死刑</p> <p>「夫婦宅を訪問した当初から、2人の殺害、強盗を計画していた。近所付き合いをしていた2軒隣の落ち度のない夫婦の頭や顔をめった打ちにした残虐な犯行で、真摯な反省も認められない」金銭に窮した状況は「自身の無計画で忍耐力に欠ける生活態度に起因するなど、斟酌するほどの事情と認めることはできない」「夫婦は2006年に2,3万円の借金を申し込んだ被告人に10万円貸しており、事件直前に空腹の被告人に食事を振る舞うなど被告人にとっては恩がある間柄であるにもかかわらず、命が奪われるのは理不尽」とし「罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑をもって臨むほかない」とした。</p>	上告棄却 死刑

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2012年12月14日	<p>お台場フィリピン人バラバラ殺人事件</p> <p>2008年(平成20年)4月3日に東京都港区台場のマンションで発覚した殺人・死体損壊・遺棄事件。</p> <p>被告人は9年前にも別のフィリピン人女性の首に布団を押し付けて窒息死させていたが、当時、この事件は殺人では立件されず、死体損壊・遺棄罪などで懲役3年6月の刑が確定。</p> <p>出所後の第2事件の捜査で9年前の事件についても殺害を認めたため、2人に対する殺人罪で起訴された。</p>	N	<p>無期+懲役14年</p> <p>第1事件について懲役14年、第2事件について無期懲役</p> <p>確定判決を挟んだ二つの事件であるため、併合罪とならないとの判断</p>	<p>死刑+懲役14年</p> <p>「犯罪の性質や執拗で残忍な犯行態様、結果の重大性を考慮すると被告人の罪責は誠に重大であり死刑をもって臨むほかない」「被告人は服役して反省の機会を与えられたにも拘らず以前より残虐性が強い類似の犯行に及んでいるため矯正可能性は認められない」</p>	<p>上告棄却 死刑+懲役14年</p>

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2013年1月29日	架空請求詐欺仲間割れ殺人事件 2004年(平成16年)10月に東京都で発生した架空請求詐欺グループの仲間割れによる殺人事件	W	無期 「被告人Bは、当初は事の成り行きを被告人Aらに任せていた」「殺害に向けて積極的にその方法を具体化させる意図をもっていたとまでは認めがたい」	死刑	死刑 「4名の命が失われた結果は甚だ重大で、遺族らの処罰感情は厳しい」「被告人は、本件一連の犯行の中核メンバー」「殺害の謀議において重要な役割を果たし」「犯行後、口止め工作を行うなどしており、被告人が本件において果たした役割は大きい。」「被告人は、被害者2名に対する殺人への関与を否認するなど、真摯な反省の態度はうかがえず、更生の可能性に乏しい。」「無期懲役の第1審判決を破棄して被告人を死刑に処した原判断は、やむを得ないものとして当裁判所もこれを是認せざるを得ない。」



確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2015年2月3日	<p>南青山強盗殺人事件</p> <p>2009年（平成21年）、当時74歳の男性が東京都港区の自宅で頸部を刃物で刺されて殺害された事件。被告人には、殺人等の罪により懲役20年の刑に服した前科があった。</p>	1	<p>死刑</p> <p>2人を殺害した罪で懲役20年に処された前科がありながら、その出所後半年で金品を強奪する目的で被害者の生命を奪ったことは刑を決める上で特に重視すべきであり、被告人のために酌むべき事情がないかどうかを慎重に検討しても死刑とするほかない。</p>	<p>無期</p> <p>妻子二人を殺害して懲役20年に処せられた前科を除けば、被害者が1名であり、被害者方への侵入時には殺意があったとは確定できない本件が、死刑を選択するのが相当な事案とはいい難く、被告人の前科は無期懲役刑に準ずるような相当長期の有期懲役刑で、被告人はその刑の執行を終了しており、前科の事案が夫婦間の口論の末の殺人とそれを原因とする無理心中であって利欲目的の本件強盗殺人とは社会的にみて類似性は認められないことなどを考えると、一般情状である前科を重視して死刑を選択することには疑問があり、原判決には人の生命を奪った前科があることを過度に重視しすぎた結果、死刑の選択もやむを得ないとした誤りがある。</p>	上告棄却 無期

確定日	事件名(通称)と事件概要	被告人	一審	二審	最高裁
2017年3月16日	平野母子殺害事件 2002年(平成14年)4月14日、大阪市平野区のマンションで、主婦が犬の散歩用のひもで首を絞められて殺害され、長男(当時1歳)は浴槽に沈められて水死。その後にマンションの部屋が放火された。被害女性の夫の母親の再婚相手で義父の刑務官が殺人と現住建造物放火で起訴された。	M	無期 間接証拠によりMが犯人である証明がされているとして、有罪判決。犯行は計画性はなく、偶発的だったとして無期懲役を選択。	死刑 「2人の命を奪った結果は重大で更生の余地がない」「犯人ではないと虚偽を述べて反省の態度が見られない」	事実誤認の疑いがあるとして、破棄差し戻し 状況証拠の積み上げによる有罪認定では、状況証拠によって認められる間接事実中に、被告人が犯人でないとしたならば合理的に説明することができない (あるいは、少なくとも説明が極めて困難である)事実関係が含まれていることを要する
	平野母子殺害事件 差し戻し後		犯人と認められないとして無罪	犯人と認められないとして無罪 検察側控訴せず確定	
2020年9月9日	熊谷6人連続殺人事件 2015年(平成27年)9月14日・9月16日の計2日にかけて、熊谷市で警察署から脱走したペルー人の男性が、小学生女児2人を含む住民の男女6名を相次いで殺害した事件		死刑 「犯行後に被害者の車を奪うなど、金品を得るために一貫した行動を取っていた点が認められ、事件現場で遺体を隠した(犯跡の隠蔽を図った)ことなどから完全な責任能力が認められる」「妄想が犯行に一定の影響を与えていることは否定できないが限定的だ」	無期 「被告人は妄想上の『追跡者』から身を隠すために被害者宅へ侵入し、被害者を『追跡者』と勘違いして殺害した可能性がある」「本来は死刑で臨むほかない重大な犯罪だが、統合失調症がもたらした強い妄想の影響で責任能力が十分ではなかった。心神喪失とまでは言えないが完全な責任能力を認めた第一審判決は適切ではない」 弁護側のみ上告	上告棄却 無期